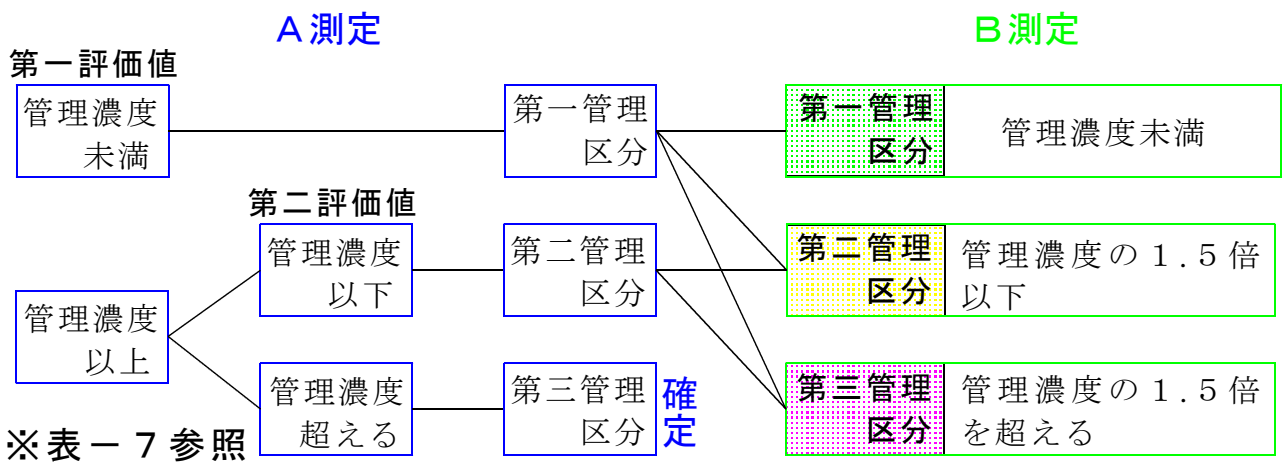


1. **第一管理区分** 単位作業場所のほとんどの場所（95%以上）で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、現在の管理の継続的維持に努めることでよい。
2. **第二管理区分** 気中有害物質の平均が管理濃度を超えない状態であり、作業環境を改善するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
3. **第三管理区分** 気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、第二管理区分と同様な措置のほか、有効な呼吸用保護具の使用、産業医の判断で臨時健康診断及び労働者の健康の保持を図るための措置も要する。



トライ!

- 1. 第一評価値が管理濃度以上であるときは、必ず第二管理区分である。
- 2. 第一評価値が管理濃度に満たないときは、B測定の値の如何にかかわらず、必ず第二管理区分である。
- 3. 第二評価値が管理濃度を超えるときは、B測定の値の如何にかかわらず、必ず第三管理区分である。
- 4. 第二評価値が管理濃度以下であるときは、B測定の値の如何にかかわらず、必ず第二管理区分である。
- 5. B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超えるときでも第三管理区分とならないことがある。
- 6. A測定の第一評価値及びB測定の測定値がいずれも管理濃度に満たない場合は、第一管理区分となる。
- 7. B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超えている場合は、必ず第三管理区分となる。
- 8. 作業環境測定の実施結果により、必要な場合は、臨時の健康診断を行わなければならないことになっている。

答 1.× 2.× 3.○ 4.× 5.× 6.○ 7.○ 8.○